

再エネ補助金ガイド

《個人住宅（新築・既存）向け》

目 次

	ページ
1 事業の趣旨・目的	1
2 補助対象者	2
3 補助事業等	2
4 補助対象経費	7
5 補助金の交付申請	8
6 申請の取下げ	11
7 補助事業の変更等	11
8 実績報告	11
9 補助金の請求	13
10 補助を受けた設備等の維持管理	13
11 財産処分の制限	14
12 収益納付	14
13 書類の整備等	15
14 状況報告・検査等	15
15 公募受付期間・提出方法について	15

1 事業の趣旨・目的

奈良市は、市域内の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減、2050年までに実質ゼロ（脱炭素）とすることを目指しています。

特に市域の温室効果ガス排出量の約30%を占める民生家庭部門の対策は欠かせないものとなっていることから、市内の住宅における再生可能エネルギー利用機器の導入を支援するため、補助金を交付します。

なお、本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、採択された本市の事業計画により実施します。

2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次のいずれかに該当する方であり、「3 補助事業等」の各項目に掲げる補助事業等を実施することができる能力を有することが条件となっています。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市内に自己の居住の用に供されると認められる住宅を建築する者
- (3) P P A事業者又はリース事業者

なお、以下のいずれかに該当する場合は補助対象者となりません。

- (ア) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体であること。
- (イ) 市税を滞納していること。
- (ウ) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由があること。

3 補助事業等

補助事業等の補助対象設備等、補助対象施設、交付要件及び補助金の額（補助率）は、表1に定めるとおりとします。なお、本補助金は国費が充当されているため、他の法令等により、国から補助金を受けて実施する事業は対象となりません。ただし、国費が充当されていない県や他団体からの補助金を併用することは可能です。

表1 補助対象設備等

太陽光発電設備（自家消費型）※P P A、リースによる設置を含む

※蓄電池と同時に設置し、いずれも本補助金を申請する必要があります。

※P P A：エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態

補助対象施設	住宅（自ら所有し、かつ、自己の居住の用に供する建築物であって、市内に存し、又は建築しようとするもの） 以下のいずれか ①既存住宅…申請者が自ら所有し、かつ自己の居住の用に供する市内の住宅 ②新築住宅…申請者が自ら所有し、かつ自己の居住の用に供するため、市内に建築しようとする住宅
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

	d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。 特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。 （a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 （b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 （c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 （d） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 （e） 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 （f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 （h） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 （i） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 （j） 交付対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。 （k） 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 （l） 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
--	---

	f リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。
補助金の額 (補助率)	7 万円×太陽光発電設備容量※ 1 (kW) ※ 1 <u>太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値。</u>

蓄電池

※太陽光発電設備と同時に設置し、いずれも本補助金を申請する必要があります。

※なお、既に太陽光発電設備が設置されている住宅に、蓄電池のみを導入する場合は補助対象外です。

補助対象施設	住宅（自ら所有し、かつ、自己の居住の用に供する建築物であって、市内に存し、又は建築しようとするもの） 以下のいずれか ①既存住宅…申請者が自ら所有し、かつ自己の居住の用に供する市内の住宅 ②新築住宅…申請者が自ら所有し、かつ自己の居住の用に供するため、市内に建築しようとする住宅
交付要件	a 本補助金を活用して設置する太陽光発電設備の付帯設備であり、蓄電容量 4,800Ah セル未満の家庭用蓄電池であること。また、一般社団法人環境共創イニシアチブの蓄電システム登録済製品一覧検索における「令和 6 年度登録済製品一覧」に登録がある製品であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 複数の事業者から見積りを取得することや販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うなどして、12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用

	年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 h 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。 （算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補
--	---

	器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 i 蓄電池部安全基準 (a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 j 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。 k 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 1 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
補助金の額 （補助率）	補助金の対象となる経費の 1 / 2 <u>（ただし、14万1千円×蓄電池容量（kWh）×1 / 2 を上限とする。）</u> ※蓄電池容量（kWh）は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下

	を切り捨てた値とする。 ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。 ※上記計算式により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
--	--

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、表2のとおりです。

表2 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。 この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 P P A契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

※ 補助対象設備を設置するに当たって既存の設備等を撤去・処分する費用は、補助対象外となります。

※ HEMS(Home Energy Management System)に係る費用は補助対象外となります。

※ 設備の稼働に直接関係しないモニターは補助対象外となりますが、自家消費率の把握等の設備稼働に当たって使用するモニターは、必要最小限度の範囲で補助対象となり得ます。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、表3に掲げる書類を提出してください。

※各書類の要件を満たさない場合は申請を受け付けられない場合がありますので、必ず別紙「提出書類チェックシート」を確認し、要件を満たした書類を提出してください。（8実績報告 表6も同じ。）

表3 交付申請時の提出書類

(1) 【第1号様式】補助金等交付申請書
(2) 【第1号様式別紙3】市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書

- (3) 【第1号様式別紙4】(住宅用) 補助金等交付申請書付属資料(事業計画・収支予算等)
- (4) 見積書の写し
- (5) 申請者本人の住民票の写し(マイナンバー、本籍、続柄の記載は不要)(既存住宅への設置の場合)

(PPA 又はリースによる設置の場合は、上記に加え以下の書類が必要)

- (6) 【第1号様式別紙2】奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金共同申請同意書

- ✓ 提出された交付申請の申請総額が予算額に達した時点で、受付を終了するものとします。
- ✓ 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額(予算額から、すでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。)を超えないものとします。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率(各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率)を乗じて得た額を超えないものとします。
- ✓ 補助対象設備等の発注、設置及び工事は、交付決定の後でなければ着手できません。
- ✓ 事業に着手した日とは、補助対象設備等の調達や設置に係る契約日又は工事着工日のうち最も早い日付とします。
- ✓ 交付申請時点で事業が完了している(設置工事が完了し、支払いまで完了している)場合は補助対象となりません。
- ✓ これから市内に住宅を建築する申請者(新築住宅に補助対象設備を設置する場合)は、実績報告時に当該新築された住宅への移転後の住民票の写しを提出いただく必要があります。建築完了後速やかに転居し住民票の変更手続きを行ってください。

□ 補助金の交付決定等の通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付することを決定したときは、条件を付して補助金等交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知します。

✓ 交付の条件

交付決定に際して付す交付の条件は表4のとおりです。

表4 補助金交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合に

においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知の規定を順守すること。
- (5) 補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (6) 補助金の交付を受けた補助対象設備について、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間が経過する前において補助金の交付を受けた補助対象設備を処分しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (8) 補助事業等が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業等が完了した年度の1月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。
- (9) 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等に関し報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合は遅滞なく対応するものとする。
- (10) 市長は、補助事業等の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ① 市長の処分若しくは指示に従わない場合
 - ② 補助金を補助事業等以外の用途に使用した場合
 - ③ 補助事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - ④ ①～③のほか、補助事業等に関して補助金等の交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき
 - ⑤ 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- (11) 補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、補助事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

- ✓ 市長は、補助金等を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとします。
- ✓ 市長は、申請者が次の項目に該当するときは、補助金等を交付することができません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

6 申請の取下げ

補助金等を交付することが不適当との通知を受けた場合、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができます。

なお、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなされます。

7 補助事業の変更等

補助金交付の決定を受けた方は、補助事業等の内容等の変更をしようとするとき又は補助事業等の中止若しくは廃止をしようとするときは、直ちに表5に掲げる書類を提出してください。

表5 補助事業の変更等承認申請時の提出書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 【第3号様式】補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書 (2) 変更内容が分かる書類
例：変更後の見積書（事業費に変更がある場合） |
|---|

□ 変更等の承認

市長は、変更・中止（廃止）の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し補助事業者等に通知します。

8 実績報告

補助金交付の決定を受けた方は、補助事業等が完了した日（補助対象設備設置工事の完了日又は代金支払完了日のいずれか遅い日）から起算して1箇月を経過した日又は令和8年1月末日のいずれか早い日までに、表6に掲げる書類を提出してください。

（この期限より遅延する場合は、補助金の交付はできず、「7 補助事業の変更等」の手続きにより、補助事業等の中止又は廃止をしていただくこととなりますので、ご注意ください。）

表6 実績報告時の提出書類

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 【第4号様式】補助事業等実績報告書 (2) 【第4号様式別紙2】設置した補助対象設備に要した費用の内訳（(6)で提出する書類の内容 |
|--|

と整合させること)

- (3) 【第4号様式別紙3】(住宅用) 補助金等実績報告書付属資料(事業報告・収支決算等)
- (4) 申請者本人の住民票の写し(新築住宅への設置の場合。新築住宅へ転居した後の住民票の提出が必要。マイナンバー、本籍、続柄の記載は不要。)
- (5) 補助対象設備の設置に係る工事契約書等の写し
- (6) 補助事業等に係る支出を証する書類の写し(領収書等)。補助事業等に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業等に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの
- (7) 太陽光発電設備の保証書又は出荷証明書の写し(中古品でないことが確認できる書類)
- (8) 蓄電池設備の保証書又は出荷証明書の写し(中古品でないことが確認できる書類)
- (9) 設置した補助対象設備の規格、仕様等が分かる書類の写し(仕様書、カタログ等)
- (10) 【カラー写真】住宅全景、太陽光発電設備、蓄電池の写真で設備の設置工事前と後の様子が分かる写真(いずれも2方向以上から撮影すること)
- (11) 【カラー写真】太陽光発電設備の仕様等が確認できる写真((7)で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること)※同型の機器を複数台導入する場合も全ての機器を撮影すること
- (12) 【カラー写真】蓄電池の仕様等が確認できる写真((8)で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること)※同型の機器を複数台導入する場合も全ての機器を撮影すること
- (13) 補助対象設備を設置する建物の不動産登記事項証明書の写し、不動産登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類
- (14) 補助対象設備の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象設備がすべて記載されていること。)
- (15) 年間の発電見込量及び自家消費電力見込量が分かる資料(シミュレーション等で年間の自家消費率が確認できること。)
- (16) 補助金振込口座(※相手方登録申請時に登録した口座)の通帳の写し(ネット銀行の場合は口座名義・支店名・口座番号が分かる画面を印刷したものやキャッシュカードの写し)
- (17) その他市長が必要と認めるもの

(PPA 又はリースによる設置の場合は、上記に加え以下の書類が必要)

- (18) PPA の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (19) リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類

□ 補助金の額の確定

市長は、補助事業者等から実績報告を受けたときは、当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた方に補助金等確定通知書（第5号様式）により通知するものとします。

✓ 是正のための措置

市長は、実績報告の審査又は現地調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることがあります。

9 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けた方は、【第6号様式】補助金等交付請求書を提出し補助金を請求するものとします。

補助金は、補助金等確定通知書により通知した額を、事前に登録された口座への振込により交付します。

✓ 手続の委任について

補助事業等の手続のうち、交付申請、申請取下、変更・中止（廃止）承認申請、実績報告及び補助金請求の手続については工事業者等代理人に委任することができます。

✓ 補助金等の返還について

交付決定に際して付した交付の条件（10）により、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し、補助金等返還命令書（第7号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

10 補助を受けた設備等の維持管理

補助事業を実施した方は、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間、補助対象設備等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図るようにしてください。（法定耐用年数 太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年）

1 1 財産処分の制限

補助事業を実施した方は、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間が経過する前において、補助金の交付を受けた補助対象設備等を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることができません。

なお、やむを得ず当該補助対象設備等を処分する必要があるときは、処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続について、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付 環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとします。

また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金相当額について、市長による納付命令のなされた日から20日以内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴することになります。

財産処分納付金相当額は、補助対象経費に減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とします。

減価償却費は、補助対象経費に減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8に規定する定額法の償却率及び償却年数を乗じて得た額とします。

償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とします（この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。）。

1 2 収益納付

補助事業等で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、補助金の返還（収益納付）が必要となる場合があります。申請者が個人の場合は、原則、収益納付は不要ですが、PPA事業者又はリース事業者（営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）の場合）においては、事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額＝（A－B）×（C／D）－E

A:収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B:控除額（補助対象経費）

C:補助金確定額

D:補助事業等に係る支出額（補助事業等に要した経費と補助事業等終了後に追加的に要した経費の合計）

E:納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※ 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

1 3 書類の整備等

補助事業を実施した方は、補助事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支等についての証拠書類を整理し、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

また、「1 1 財産処分の制限」に記載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間において、PPA、リース事業者は補助対象設備等に関する財産管理台帳を備え保存してください（当該補助対象設備等を処分した場合を除く）。

1 4 状況報告・検査等

補助対象設備の使用状況の確認を目的として、設備の設置から3年間発電実績や自家消費率等の報告を毎年求めるため、本市から連絡があった場合は指示のある内容について遅滞なく報告してください。なお、報告結果について事業効果の検証や今後の施策への活用を目的として、個人又は個社を特定できない範囲においてホームページ等で公開する場合があります。

1 5 公募受付期間・提出方法について

ア 提出方法（補助事業等変更承認申請・実績報告等も同様の方法で提出してください）

書類は電子メール、持参又は郵送により提出してください。

【電子メールでの申請の場合】

申請専用アドレス zerohojo@city.nara.lg.jp に送信してください。

※その際、メールの件名は、「(申請者名) 住宅向け太陽光・蓄電池補助申請」としてください。

※添付資料のファイルサイズは15MB以内としてください。ファイルサイズが15MBを超える場合は、分割送信も可能としますが、送信件名を揃えた上で、末尾に「その1」、「その2」と入力してください。

【持参の場合】

奈良市役所北棟6階 環境政策課の窓口を持参してください。

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

※必ず前営業日までに、持参される日時を電話にてご連絡ください。

【郵送の場合】

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

宛先：奈良市役所北棟6階 環境政策課

※封筒に「住宅向け太陽光・蓄電池補助申請」と記載してください。

イ 提出期限

【交付申請】

令和7年12月25日（木）午後3時（必着）

※要件を満たす全ての書類が整った申請の先着順で申請総額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※なお、先着順位の判定は、電子メールの場合は送信日時、持参の場合は窓口での受領日時、郵送の場合は消印の日付の午後0時を、それぞれ提出日、提出時刻とみなして判断します。

ウ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

問い合わせ・書類提出先

奈良市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進係

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電 話：0742-34-4591

F A X：0742-36-5466

E-mail：zerohojo@city.nara.lg.jp